

農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱

(平成24年6月1日 24農経第279号 愛知県農林水産部長通知)

(通則)

第1 農業人材力強化総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、次世代を担う農業者となることを志向する者が就農の準備段階から就農開始を経て経営が確立できるよう、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「育成総合対策実施要綱」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という）に定める要件を満たす交付対象者、総合支援事業実施要綱、緊急対策実施要綱、育成総合対策実施要綱及び円滑化対策実施要綱に基づき市町村が行う事業又は事務の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、総合支援事業実施要綱、緊急対策実施要綱、育成総合対策実施要綱、円滑化対策実施要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する事業は、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(申請手続)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、規則第3条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1－1号）に必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農者確保緊急対策のうち新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備支援資金にあつては、改正前の総合支援事業実施要綱別記1第6の1の(3)の規定、緊急対策実施要綱別記1第6の3、別記5第6の3の規定、育成総合対策実施要綱別記2第6の1の(3)の規定又は円滑化対策実施要綱別記1第6の1の(3)の規定に基づく交付申請書（様式第1－2号）を提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する必要書類の様式は、別紙様式第4号、第5号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第4 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5 知事は、第3第1項に規定する補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6 実施主体のうち第7に掲げる者以外の者は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表の重要な変更以外の変更に補助金の変更をきたさない変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(交付の中止又は休止の届出)

第7 別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）、新規就農者確保緊急対策のうち新規就農促進研修支援事業の資金の交付を受けた者（以下「研修資金交付対象者」という。）、就農準備支援事業の資金の交付を受けた者（以下「支援資金交付対象者」という。）、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備支援資金の交付を受けた者（以下「準備支援資金交付対象者」という。）が受給の中止をしようとする場合は、改正前の総合支援事業実施要綱別記1第6の1の(5)の規定、緊急対策実施要綱別記1第6の5、別記5第6の5の規定、育成総合対策実施要綱別記2第6の1の(5)の規定又は円滑化対策実施要綱別記1第6の1の(5)の規定に基づく中止届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 準備型交付対象者、研修資金交付対象者、支援資金交付対象者、準備資金交付対象者及び準備支援資金交付対象者が受給の休止をしようとする場合は、改正前の総合支援事業実施要綱別記1第6の1の(6)のア又はウの規定、緊急対策実施要綱別記1第6の6の(1)又は(3)、別記5第6の6の(1)又は(3)の規定、育成総合対策実施要綱別記2第6の1の(6)のア又はウの規定又は円滑化対策実施要綱別記1第6の1の(6)に基づく休止届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

また、休止届を提出した準備型交付対象者、研修資金交付対象者、支援資金交付対象者、準備資金交付対象者及び準備支援資金交付対象者が研修を再開する場合は、改正前の総合支援事業実施要綱別記1第6の1の(6)のイの規定、緊急対策実施要綱別記1第6の6の(2)、別記5第6の6の(2)の規定、育成総合対策実施要綱別記2第6の1の(6)のイの規定又は円滑化対策実施要綱別記1第6の1の(6)のイに基づく研修再開届（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(返還免除の承認)

第8 準備型交付対象者、研修資金交付対象者、支援資金交付対象者、準備資金交付対象者及び準備支援資金交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情により返還免除に該当する場合は、返還免除申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（遂行状況の報告）

第9 知事が、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第10 事業主体は、規則第13条の規定に基づき、実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月5日（ただし、新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業費補助金については3月15日）のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、準備型交付対象者、研修資金交付対象者、支援資金交付対象者、準備資金交付対象者及び準備支援資金交付対象者にあつては、第3に規定する補助金の交付申請書の提出をもってこれに替えるものとする。

2 前項の実績報告書に添付する必要書類の様式は、別紙様式第4号、第5号のとおりとする。

（補助金の額の確定）

第11 知事は、事業主体から実績報告の提出があつたときは、速やかに内容を確認し、規則第14条に規定する補助金の額の確定を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、事業主体に補助金の額の確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。ただし、準備型交付対象者、研修資金交付対象者、支援資金交付対象者、準備資金交付対象者及び準備支援資金交付対象者にあつては、第5に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

（補助金の交付）

第12 補助金は、第11の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。補助金の交付の請求は別紙様式第12-1号によるものとし、概算払を行った場合、精算払の請求は別紙様式第12-2号によるものとする。なお、愛知県財務規則第78条で定める概算払精算書は別紙様式第12-2号をもってこれに替えるものとする。ただし、別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農者確保緊急対策のうち新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備支援資金にあつては、第3に規定する補助金の交付申請書の提出をもって交付の請求に替えるものとする。

（補助金の返還）

第13 準備型交付対象者、研修資金交付対象者、支援資金交付対象者、準備資金交付対象者、準備支援資金交付対象者、別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を受けた者、新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業の交付を受けた者、新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業の交付を受けた者、経営開始資金の交付を受けた者、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業費補助金の交付を受けた者、新規就農者確保緊急円滑化対策のうち経営開始支援資金及び世代交代・初期投資促進事業の交付を受けた者が、改正前の総合支援事業実施要綱別記1第5の1の

(4)及び2の(4)の規定、緊急対策実施要綱別記1第5の4、別記5第5の4の規定、別記6第11の5の規定、育成総合対策実施要綱別記1第11の5の規定、別記2第5の1の(4)、2の(4)、別記4第13の1の規定、円滑化対策実施要綱別記1第5の1の(4)及び2の(4)及び別記2第11の5の規定に該当することが明らかになった場合には、速やかに返還の手続きを行うものとする。

(財産の処分の制限)

第14 規則第20条のただし書きに規定する知事の定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものとして認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 別表の新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業費補助金、新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業費補助金又は農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業費補助金及び新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業費補助金の交付を受けた者が、規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。）で処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式第13号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第15 事業主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記録し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第16 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

(1) 別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農者確保緊急対策のうち新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備支援資金の交付対象者（農業大学校で研修を受ける者を除く。）、新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業費補助金の交付対象者にあつては、県農業経営課へ1部提出するものとする。

なお、書類の提出にあたっては、所管の県農林水産事務所を申請の窓口とすることができる。

(2) 別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金（準備型）、新規就農者確保緊急対策のうち新規就農促進研修支援事業の資金、就農準備支援事業の資金、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備支援資金の交付対象者のうち、農業大学校で研修を受ける者にあつては、県農業大学校へ1部提出するものとする。

(3) 別表の農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）、農業次世代人材投資資金（推進費補助金）、新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業費補助金、初期投資促進事業推進費補助金、新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業費補助金、経営発展支援事業推進費補助金、経営開始資金、経営開始資金推進費補助金、新規就農者確保緊急円滑化対策のうち経営開始支援資金、経営開始支援資金推進費補助金、世代交代・初期投資促進事業費補助金及び世代交代・初期投資促進事業推進費補助金を用いて事業を実施する市町村にあっては、所管の県農林水産事務所に1部提出するものとする。

ただし、名古屋市にあっては、県農業経営課に1部提出するものとする。

（交付の制限）

第17 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者には資金を交付しない。

（附則）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、平成27年2月4日から適用する。

平成26年度の国補正予算により事業（経営開始型に限る。）を実施する場合は、総合支援事業実施要綱別記1第6の2の(3)の規定にかかわらず、経営開始型の給付を受けようとする者は、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

（附則）

この要綱は、平成29年4月5日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和元年6月10日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

ただし、改正前の要綱に基づき就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

（附則）

この要綱は、令和5年4月3日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和 5 年12月 5 日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	重要な変更
農業人材力強化総合支援事業	農業次世代人材投資資金（準備型）	就農に向けて、農業大学校や県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対して交付する資金	定額 （ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内）	補助金の種類の欄に掲げる準備型、経営開始型及び経営発展支援金の経費から推進費補助金の経費への流用
	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費 ただし、経費の算定に用いる資金の額は、改正前の事業実施要綱別記1第5の2の(2)の規定によるものとする。	定額 （ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内。なお、夫婦合わせて交付する場合は225万円以内）	
	農業次世代人材投資資金（経営発展支援金）	市町村が経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業に要する経費 ただし、経費の算定に用いる資金の額は、改正前の事業実施要綱別記1第10の3の規定によるものとする。	定額 （ただし、事業に要する経費で、150万円以内の額）	
	農業次世代人材投資資金（推進費補助金）	市町村が資金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費	定額	
新規就農者確保緊急対策	新規就農促進研修支援事業の資金	就農に向けて、農業大学校や県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対して交付する資金	定額 （ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内）	補助金の種類の欄に掲げる初期投資促進事業費補助金から初期投資促進事業推進費補助金の経費への流用
	就農準備支援事業の資金	就農に向けて、農業大学校や県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対して交付する資金	定額 （ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内）	
	初期投資促進事業費補助金	市町村が新たに農業経営を開始する者に対して就農後の経営発展のための機械・施設等の導入への助成金を交付する事業に要する経費	定額 （ただし、事業に要する経費で750万円以内の額。なお、夫婦合わせて交付する場合は1,125万円以内。また、経営開始資金の交付対象者は375万円以内（夫婦合わせて交付する場合は562.5万円以内））	
	初期投資促進事業推進費補助金	市町村が助成金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費	定額	
新規就農者育成総合対策	経営発展支援事業費補助金 うち通常枠	市町村が新たに農業経営を開始する者に対して就農後の経営発展のための機械・施設等の導入への助成金を交付する事業に要する経費	補助事業費の3/4以内 （ただし、750万円以内。なお、夫婦合わせて交付する場合は1,125万円以内。また、経営開始	補助金の種類の欄に掲げる経営発展支援事業費補助金から経営発展支援事業推

			資金等の交付対象者は375万円以内（夫婦合わせて交付する場合は562.5万円以内）	進費補助金の経費への流用
	経営発展支援事業費補助金 うち地域計画早期実現支援枠	市町村が新規就農者や農業経営を継承する者に対して、以下の(1)及び(2)の取組に対する助成金を交付する事業に要する経費 (1)機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組 (2)経営発展のための機械・施設等の導入	(1)の取組については、補助事業費の1/3以内。 市町村が交付対象者に対して補助事業費の1/12以上の助成を行う場合は、1/3に市町村の補助率と同率を加えた率。ただし、補助事業費の1/2以内。 (2)の取組については、補助事業費の3/4以内。 (ただし、(1)と(2)を合わせて900万円以内)	
	経営発展支援事業推進費補助金	市町村が助成金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費	定額	
	就農準備資金	就農に向けて、農業大学校や県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対して交付する資金	定額 (ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内)	補助金の種類の欄に掲げる就農準備資金、経営開始資金の経費
	経営開始資金	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内。なお、夫婦合わせて交付する場合は225万円以内)	から経営開始資金推進費補助金の経費への流用
	経営開始資金推進費補助金	市町村が経営開始資金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費	定額	
	農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業費補助金	就農希望者及び新規就農者をサポートするために下記の事業を実施する団体等に交付する補助金 1 新規就農者の誘致体制の整備 2 研修農場の整備	1 定額 (ただし、300万円以内) 2 1/2以内	
新規就農者確保緊急円滑化対策	就農準備支援資金	就農に向けて、農業大学校や県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対して交付する資金	定額 (ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内)	
	経営開始支援資金	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人あたり150万円以内。なお、夫婦合わせて交付する場合は225万円以内)	補助金の種類の欄に掲げる経営開始支援資金の経費から経営開始資金推進費補助金

経営開始支援資金 推進費補助金	市町村が経営開始支援資金の交付等に 係る推進事務を行うのに要する経費	定額	助金の経費への 流用
世代交代・初期投資 促進事業費補助 金 うち初期投資促進 タイプ	市町村が新たに農業経営を開始する者 に対して就農後の経営発展のための機械 ・施設等の導入への助成金を交付する事 業に要する経費	補助事業費の3/4以内 （ただし、750万円以 内。なお、夫婦合わせて 交付する場合は1,125万 円以内。また、経営開始 資金等の交付対象者は 375万円以内（夫婦合 わせて交付する場合は 562.5万円以内））	補助金の種類の 欄に掲げる世代 交代・初期投資 促進事業費補助 金から世代交代 ・初期投資促進 事業推進費補助 金の経費への流 用
世代交代・初期投資 促進事業費補助 金 うち世代交代円滑 化タイプ	市町村が新規就農者や農業経営を継承 する者に対して、以下の(1)～(3)の取組 に対する助成金を交付する事業に要する 経費 (1)機械・施設等の経営資源を継承・利 用するために必要となる修繕、移設、 撤去等の取組 (2)法人化、専門家の活用等の農業経営 の移譲に向けた取組 (3)経営発展のための機械・施設等の導 入	(1)及び(2)の取組につい ては、補助事業費の1/3 以内。市町村が交付対象 者に対して補助事業費の 1/12以上の助成を行う場 合は、1/3に市町村の補 助率と同率を加えた率。 ただし、補助事業費の1/ 2以内。 (3)の取組については、 補助事業費の3/4以内。 （ただし、(1)～(3)を合 わせて900万円以内）	
世代交代・初期投資 促進事業推進費 補助金	市町村が助成金の交付等に係る推進事 務を行うのに要する経費	定額	

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所在地
事業主体名
代表者職氏名

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金の交付を受けたいので、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱第 3 の規定により、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

事業名	農業人材力強化総合支援事業			
補助金の種類	農業次世代人材 投資資金 (経営開始型)	農業次世代人材 投資資金 (経営発展支援金)	農業次世代人材 投資資金 (推進費補助金)	計
交付申請額	円	円	円	円

事業名	新規就農者確保緊急対策			
補助金の種類	初期投資促進事業費補助金	初期投資促進事業推進費補助金	計	
交付申請額	円	円	円	

事業名	新規就農者育成総合対策			
補助金の種類	経営発展支援事業費 補助金 うち通常枠	経営発展支援事業費 補助金 うち地域計画早期実 現支援枠	経営発展支援事業 推進費補助金	計
交付申請額	円	円	円	
補助金の種類	経営開始資金	経営開始資金 推進費補助金	農地の受け手確保に向 けた新規就農者誘致環 境整備事業費補助金	
交付申請額	円	円	円	円

事業名	新規就農者確保緊急円滑化対策			
補助金の種類	経営開始支援資金		経営開始支援資金推進費補助金	
交付申請額	円		円	
補助金の種類	世代交代・初期投資促進 事業費補助金 うち初期投資促進タイプ	世代交代・初期投資促進事 業費補助金 うち世代交代円滑化タイプ	世代交代・初期 投資促進事業 推進費補助金	計
交付申請額	円	円	円	円

「添付書類」

- 1 事業計画書 (別紙様式第 4 号)
- 2 収支予算書 (別紙様式第 5 号)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式第1－2号 改正前の総合支援事業実施要綱別紙様式第3号、緊急対策実施要綱別紙様式第2号、育成総合対策実施要綱別紙様式第3号及び円滑化対策実施要綱別紙様式第3号を一部加筆修正)

農業次世代人材投資資金（準備型）※₁ 交付申請書兼請求書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（3）※₂の規定に基づき農業次世代人材投資資金（準備型）※₃の交付を申請します。

なお、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱（平成24年6月1日付け24農経第279号愛知県農林水産部長通知）第11の規定により補助金の額が確定された場合は、本書をもって下記の額を交付されたく請求します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
交付申請額	円		
常勤の雇用契約の締結	☐ 締結している ☐ 締結していない		
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない		

資金の振込口座※

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所		出張所			
	金 融 機 関 コ ー ド									
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号					
	郵便局		記号		(当座)番号					
口座名義人		(ふりがな)氏 名								

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。

- (注) 下線部は「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」又は「就農準備支援資金」の場合は
- ※1 「新規就農促進研修支援事業」、「就農準備支援事業」、「就農準備資金」又は「就農準備支援資金」とする。
 - ※2 「新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の3」、「新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記5第6の3」、「新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（3）」又は「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（3）」とする。
 - ※3 「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」又は「就農準備支援資金」とする。

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金の交付決定について(通知)

年 月 日付け 第 号で交付の申請のあった 年度農業人材力強化総合支援事業費補助金について、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号)第4条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 事業名

2 補助金の種類

3 交付決定額 金 円

4 補助金交付の条件

- (1) 市町村長は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。)、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)及び農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱(平成24年6月1日24農経第279号愛知県農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。)等に従わなければならない。
- (2) 市町村長は、補助金交付内示額に記載した農業次世代人材投資資金(経営開始型)及び経営発展支援金の経費から推進費補助金の経費への流用、経営発展支援事業費補助金の経費から経営発展支援事業推進費補助金の経費への流用、初期投資促進事業費補助金の経費から初期投資促進事業推進費補助金の経費への流用、経営開始資金の経費から経営開始資金推進費補助金の経費への流用、経営開始支援資金の経費から経営開始支援資金推進費補助金の経費への流用及び世代交代・初期投資促進事業費補助金の経費から世代交代・初期投資促進事業推進費補助金の経費への流用について、県交付要綱に基づき、変更申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律

第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した補助金について、次の条件に従わなければならない。

- ① 市町村長は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- ② 市町村長は、実績報告の提出後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を国交付要綱別記様式第9号に準じた様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、市町村長は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について同様式により知事に報告しなければならない。

- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管しなければならない。
- (5) 市町村長は補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 前記(5)の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (7) 前記(6)による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (8) 市町村長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、県交付要綱の別紙様式第14号による補助金調書を作成しておかなければならない。
- (9) 前記(7)の規定にかかわらず、その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の県費補助金相当額及び国庫補助金相当額の全部を知事に納付したと認められる場合は、前記(7)の規定は当該取得財産等については適用しない。
- (10) 市町村長は、本事業に関して、交付対象者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の県費補助金相当額及び国庫補助金相当額を知事に返還しなければならない。

※「4 補助金交付の条件」は、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業費補助金の事業主体には記載しない。

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業について、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱第10の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業名	農業人材力強化総合支援事業			
補助金の種類	農業次世代人材投資資金 (経営開始型)	農業次世代人材投資資金 (経営発展支援金)	農業次世代人材投資資金 (推進費補助金)	計
交付申請額	円	円	円	円

事業名	新規就農者確保緊急対策		
補助金の種類	初期投資促進事業費補助金	初期投資促進事業推進費補助金	計
交付申請額	円	円	円

事業名	新規就農者育成総合対策			
補助金の種類	経営発展支援事業費補助金 うち通常枠	経営発展支援事業費補助金 うち地域計画早期実現支援枠	経営発展支援事業推進費補助金	計
交付申請額	円	円	円	
補助金の種類	経営開始資金	経営開始資金推進費補助金	農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業費補助金	計
交付申請額	円	円	円	

事業名	新規就農者確保緊急円滑化対策			
補助金の種類	経営開始支援資金		経営開始支援資金推進費補助金	計
交付申請額	円		円	
補助金の種類	世代交代・初期投資促進事業費補助金 うち初期投資促進タイプ	世代交代・初期投資促進事業費補助金 うち世代交代円滑化タイプ	世代交代・初期投資促進事業推進費補助金	計
交付申請額	円	円	円	

「添付書類」

- 1 事業実績書（別紙様式第4号）
- 2 収支精算書（別紙様式第5号）
- 3 その他知事が必要と認める書類

(注) 事業実績書について、事業計画書と変更の生じた場合にあっては、変更部分について当初計画を上段に（ ）書又は赤書として二段で記載する。

年度農業人材力強化総合支援事業計画書（実績書）

1 事業計画（実績）

別添様式Aのとおり

2 経費の区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） （A + B）	負 担 区 分		備 考
		県費補助金 （A）	その他 （B）	
農業次世代人材投資資金 （経営開始型）	円	円	円	
農業次世代人材投資資金 （経営発展支援金）				
農業次世代人材投資資金 （推進費補助金）				
初期投資促進事業費補助金				
初期投資促進事業推進費補助金				
経営発展支援事業費補助金 うち通常枠				
経営発展支援事業費補助金 うち地域計画早期実現支援枠				
経営発展支援事業推進費補助金				
経営開始資金				
経営開始資金推進費補助金				
農地の受け手確保に向けた新規就 農者誘致環境整備事業費補助金				
経営開始支援資金				
経営開始支援資金推進費補助金				
世代交代・初期投資促進事業 費補助金 うち初期投資促進タイプ				
世代交代・初期投資促進事業 費補助金 うち世代交代円滑化タイプ				
世代交代・初期投資促進事業 推進費補助金				
合 計				

注）区分の欄は、別表の補助金の種類を記載する。

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

収支予算書

(収支精算書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金、市町村費補助金、分担金、負担金などに分けて記入のこと。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
農業次世代人材投資資金 (経営開始型)	円	円	円	
農業次世代人材投資資金 (経営発展支援金)				
農業次世代人材投資資金 (推進費補助金)				
初期投資促進事業費補助金				
初期投資促進事業推進費補助金				
経営発展支援事業費補助金 うち通常枠				
経営発展支援事業費補助金 うち地域計画早期実現支援枠				
経営発展支援事業推進費補助金				
経営開始資金				
経営開始資金推進費補助金				
農地の受け手確保に向けた新規就 農者誘致環境整備事業費補助金				
経営開始支援資金				
経営開始支援資金推進費補助金				
世代交代・初期投資促進事業費 補助金 うち初期投資促進タイプ				
世代交代・初期投資促進事業費 補助金 うち世代交代円滑化タイプ				
世代交代・初期投資促進事業推 進費補助金				
計				

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の補助金の種類を記載する。

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
事業主体名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました農業人材力強化総合支援事業費補助金については、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱第 6 の規定に基づき下記のとおり計画を変更し【金 円の追加交付（減額承認）を受け】たいので承認されたく申請します。

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

(注) ①金額の変更のない場合は、【 】の部分を除くこと。

②補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

(以下、別紙様式第 1 - 1 号に準じて作成すること)

(注) 変更に係る部分について変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(別紙様式第 7 号 改正前の総合支援事業実施要綱別紙様式第 6 号、緊急対策実施要綱別紙様式第 5 号、育成総合対策実施要綱別紙様式第 6 号及び円滑化対策実施要綱別紙様式第 6 号と同じ)

中止届

年 月 日

愛知県知事 殿

氏 名

農業次世代人材投資資金^{※1}の受給を中止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(5)^{※2}の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

(注) 下線部は「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」又は「就農準備支援資金」の場合は

- ※1 「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」又は「就農準備支援資金」とする。
- ※2 「新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の5」、「新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記5第6の5」、「新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(5)」又は「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(5)」とする。

(別紙様式第 8 号 改正前の総合支援事業実施要綱別紙様式第 7 号、緊急対策実施要綱別紙様式第 6 号、育成総合対策実施要綱別紙様式第 7 号及び円滑化対策実施要綱別紙様式第 7 号と同じ)

休 止 届

年 月 日

愛知県知事 殿

氏 名

農業次世代人材投資資金※₁の受給を休止しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の(6)※₂の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し(妊娠・出産により休止する場合)
- ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合)

(注) 下線部は「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」又は「就農準備支援資金」の場合は

※₁ 「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」又は「就農準備支援資金」とする。

※₂ 「新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 6」、「新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知)別記 5 第 6 の 6」、「新規就農者育成総合対策実施要綱(令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知)別記 2 第 6 の 1 の(6)」又は「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知)別記 1 第 6 の 1 の(6)」とする。

(別紙様式第9号 改正前の総合支援事業実施要綱別紙様式第8号、緊急対策実施要綱別紙様式第7号、育成総合対策実施要綱別紙様式第8号及び円滑化対策実施要綱別紙様式第8号と同じ)

研 修 再 開 届

年 月 日

愛知県知事 殿

氏 名

農業次世代人材投資資金(準備型)※₁の受給を再開しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(6)※₂の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関等	
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

(注) 下線部は「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」及び「就農準備支援資金」の場合は

- ※1 「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」及び「就農準備支援資金」とする。
- ※2 「新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の6」、「新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記5第6の6」、「新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(6)」又は「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の1の(6)」とする。

(別紙様式第 10 号 改正前の総合支援事業実施要綱、緊急対策実施要綱、育成総合対策実施要綱別紙様式第 18 号及び円滑化対策実施要綱別紙様式第 18 号と同じ)

返還免除申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏 名

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 1 の（８）の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

(注) 下線部は「新規就農促進研修支援事業の資金」、「就農準備支援事業の資金」、「就農準備資金」又は「就農準備支援資金」の場合は、「新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 8」、「新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）別記 5 第 6 の 8」、「新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 1 の（８）」又は「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 1 の（８）」とする。

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

年度農業人材力強化総合支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定の内容及びその
条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和 5 5 年愛知県規則第 8 号）第 1 4
条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

- 1 事 業 名
- 2 補助金の種類
- 3 補助金決定額 金 円

(別紙様式第12－1号)

請 求 書

年 月 日

愛知県知事 殿

(愛知県 農林水産事務所長殿)

所 在 地

事業主体名

代表者職氏名

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
農業人材力強化総合支援事業費補助金

(概算払い・前金払いを行う場合)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	概算払い 前金払い

請求書兼概算払精算書

年 月 日

愛知県知事 殿

(愛知県 農林水産事務所長殿)

所 在 地

事業主体名

代表者職氏名

下記の金額を交付してください。

なお、概算払いを受けた経費について、下記のとおり精算します。

記

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
農業人材力強化総合支援事業費補助金

交付決定額	既受領額	精算額・今回請求額 どちらかを○で囲む	差引過不足額	備 考
円	円	円	円	概算払い

注1 二重線部は、請求書を兼ねた場合のみ記載すること。
2 請求書を兼ねる場合は今回請求額に○をつけ、請求書を兼ねない場合は、精算額に○をつけること。

(別紙様式第13号)

財 産 管 理 台 帳

事業主体名		事業実施年度	年度	補助金名	
-------	--	--------	----	------	--

番号	事 業 の 内 容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考	
	名 称	規格・機種	規模・ 台数	施工箇所 又は 保管・設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
								国庫 補助金	都道府県 費	市町村費	その他					
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
計																

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。

注4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

年度 農業人材力強化総合支援事業／新規就農者確保緊急対策／新規就農者育成総合対策／新規就農者確保緊急円滑化対策 補助金調書

国			(事業主体名)										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定 の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金相 当額	支出済額	うち国庫 補助金相 当額	翌年度繰 越額	うち国庫 補助金相 当額	
農業人材力強化総合支援事業 経営開始型 経営発展支援金 推進費補助金	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
新規就農者確保緊急対策 初期投資促進事業 初期投資促進事業推進費補助 金													
新規就農者育成総合対策 経営発展支援事業 (通常枠) 経営発展支援事業 (世代交代円滑化タイプ) 経営発展支援事業推進費補助 金 経営開始資金 経営開始資金推進費補助金													
新規就農者確保緊急円滑化対策 経営開始資金推進費補助金支 援資金 経営開始支援資金推進費補助 金 世代交代・初期投資促進事業 (初期投資促進タイプ) 世代交代・初期投資促進事業 (世代交代円滑化タイプ) 世代交代・初期投資促進事業 推進費補助金													

記載要領

- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別紙様式A-1

市町村農業次世代人材投資事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)

1 農業次世代人材投資資金の交付計画(実績)

(1) 経営開始型

	交付対象者数 (人)	(内訳) 交付期間別対象者数					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
新規採択者分							
うち夫婦							
継続者分							
うち夫婦							
合計							
うち夫婦							

	交付金額 (円)	(内訳) 交付期間別対象者交付額					
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年
新規採択者分							
うち夫婦							
継続者分							
うち夫婦							
合計							
うち夫婦							

(2) 経営発展支援金

交付対象者数(人)	交付金額(円)

(3) 資金合計

交付対象者数(人)	交付金額(円)

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		

3 事業費合計

金額(円)

別紙様式A-2

市町村経営発展支援事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)

1 経営発展支援事業の交付計画(実績)

	交付申請者 数 (人)	交付金額 (円)	参考		市町村 負担額 (円)
			うち国庫助成 金 (円)	うち都道府県 負担額 (円)	
通常 枠					
地域計画早期実現支援枠					
合 計					

2 推進事業に関する計画(実績)

	事項	内容	金額(円)
通常 枠	①事業実施に係る事務		
	②交付対象者への指導活動		
			(合計)
地域計画早期実現 支援 枠	①事業実施に係る事務		
	②交付対象者への指導活動		
	③事業の普及活動		
			(合計)

3 事業費合計

	事業費(円)
通常 枠	
地域計画早期実現支援枠	
合 計	

※下線部は世代交代・初期投資促進事業費補助金の場合は、「経営発展支援事業」を「世代交代・初期投資促進事業」、「通常枠」を「初期投資促進タイプ」、「地域計画早期実現支援枠」を「世代交代円滑化タイプ」とする。

市町村事業計画(実績報告)(○年度○○市町村)

1 経営開始資金の交付計画(実績)

	交付対象者数 (人)	(内訳)交付期間別対象者数			
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年
新規採択者分					
うち夫婦					
継続者分					
うち夫婦					
合計					
うち夫婦					

	交付金額 (円)	(内訳)交付期間別対象者交付額			
		1年未満	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年
新規採択者分					
うち夫婦					
継続者分					
うち夫婦					
合計					
うち夫婦					

2 推進事業に関する計画(実績)

事項	内容	金額(円)
①事業実施に係る事務		
②事業の普及活動		
③交付対象者への指導活動		
合計		

3 事業費合計

金額(円)

※下線部は「経営開始支援資金」の場合は、「経営開始支援資金」とする。

別紙様式A-4

○年度農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業収支予算計画(実績)

(単位:円)

事業内容	事業に要する 経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 新規就農者の誘致体制の整備						
2 研修農場の整備						
合 計						

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上してください。
- 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。
- 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。